

1 府道談夜久野線ゆずりトンネル技術検討委員会設置（案）について

府道談夜久野線 ゆずりトンネル技術検討委員会 設置要綱

（目的）

第1条 平成13年12月に完成し供用している府道談夜久野線ゆずりトンネルにおいて、定期点検の結果を踏まえ、補修工事に着手したところ、トンネル頂部の覆工コンクリート背面に空洞が存在し、覆工コンクリートの厚さが不足していることが判明した。施工上の問題と推察されることから、京都府において詳細調査を実施し、原因の究明、立案した応急対策及び恒久対策、並びに今後の再発防止策について、多方面から専門的知見に基づく技術的な助言等を聴取することを目的に本技術検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、検討会の目的を完了するまでとする。
- 3 会議には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、議事を運営する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 検討会で議論すべき論点が多岐にわたるときは、部会を設けることができる。
- 7 部会には、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。なお、部会長は、部会での議論の要旨について後日委員長に報告する。

（委員の責務）

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、府が公表した秘密又は府が認めた場合については、この限りではない。

（委員以外の者の出席）

第4条 府は、検討会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

（公開）

第5条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他府が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、必要に応じ協議する。

附 則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。

別表

	氏名	職名	備考
委員	あさくら 朝倉 としひろ 俊弘	京都大学 名誉教授	トンネル工学、岩盤工学
委員	いまほり 今堀 しげる 茂	弁護士 (京都弁護士会からの推薦)	建築紛争
委員	きしだ 岸田 きよし 潔	京都大学 大学院 工学研究科教授	土木施工学、トンネル工学
委員	ひらい 平井 よしひろ 義博	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路保全企画官	行政
委員	やすはら 安原 ひであき 英明	京都大学 大学院 工学研究科教授	岩盤工学、地盤工学

(敬称略・五十音順)